

事務連絡
令和6年9月6日

各 都道府県
市町村
特別区 衛生主幹部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の実施方法について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。今般、7月31日に開催された第57回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下、「分科会」という。）において、小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の実施方法について、沈降二十価肺炎球菌結合型ワクチンを追加し、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンを削除する対処方針が了承されたところです。

については、分科会の議論を踏まえた今後の対応方針を下記のとおりお知らせいたしますので、各自治体におかれましては、その内容につき十分御了知いただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

なお、本事務連絡については、日本医師会に協議済みである旨を申し添えます。

記

1. 分科会の審議結果について

分科会において了承された対処方針は以下のとおりである。

- ・ 小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種について、沈降二十価肺炎球菌結合型ワクチン（以下「PCV 20」という。）を定期接種に用いるワクチンに追加することとする。
- ・ 使用するワクチンについては PCV 20 を基本とするが、当面の間は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチン（以下「PCV 15」という。）も使用できることとする。
- ・ 沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン（以下「PCV 13」という。）については、製造販売業者から供給停止の意向が示されているため、定期接種に用いるワクチンから除くこととする。

2. PCV20 の実施方法及び交互接種について

分科会において了承された対処方針は以下のとおりである。

- ・ 実施方法や接種間隔については、PCV15 と同様に定めることとする。

- ・ PCV13との交互接種について、PCV13からPCV20に切り替えて接種を実施することが可能なよう、必要な規定を設けることとする。
- ・ PCV15との交互接種について、原則として同一のワクチンで接種を行うこととしつつ、原則によることのできない場合についても接種が実施可能なよう、必要な規定を設けることとする。

3. 予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布時期等について

今般の定期接種に用いるワクチンの追加等については、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の一部改正（以下「改正省令」という。）により措置される予定であり、改正省令は、令和6年9月下旬頃に公布し、令和6年10月1日施行を予定している。改正省令の公布及び施行については、別途通知予定である。

また、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」についても、改正省令を踏まえた改正を予定しており、その施行に間に合うよう、別途通知予定である。

4. その他

各自治体におかれでは、接種対象者がPCV20の導入を待って接種を控えることにより、接種対象期間を逃さず、接種すべき時期に接種がなされるよう、周知いただきたい。

以上